

墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（交通安全施設） 第30条 道路には、交通事故の防止を図るために必要がある場合は、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</u></p> <p>（歩行者利便増進道路） 第41条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要がある場合は、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年墨田区条例第18号）で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p>（道路標識の寸法） 第42条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とする。</p> <p>（有料の自転車駐車場の利用に関する標識） 第43条 法第24条の3に規定する道路の附属物である自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。</p>	<p>〔同左〕 第30条 道路には、交通事故の防止を図るために必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕 第41条 〔同左〕</p> <p>〔同左〕 第42条 〔同左〕</p>

～〔略〕 2〔略〕 〔委任〕 <u>第44条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	2〔略〕 〔同左〕 <u>第43条</u> 〔同左〕
---	----------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。